

口座振替収納事務取扱要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、水道料金、下水道使用料及び公設浄化槽使用料の納入義務者に対する納入の便益と収納率の向上を図るとともに、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が発行する納入通知書及び電子媒体（以下「電子媒体等」という。）による納入義務者の預金口座から振替納入の事務取扱いについて定めるものとする。

(取扱金融機関)

第2条 取扱金融機関は、新潟市水道事業会計規程（以下「会計規程」という。）第7条第1項及び第2項に定めた出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関（以下「取扱金融機関」という。）とする。

(取扱対象)

第3条 取扱の対象は、水道料金、下水道使用料及び公設浄化槽使用料（以下「水道料金等」という。）とする。

(預金口座)

第4条 預金口座は、原則として納入義務者の普通預金又は当座預金等のいずれかの1口座とする。

(申込の受付)

第5条 取扱金融機関は、納入義務者から水道料金等を口座振替により支払いたい旨の依頼を受けたときは、会計規程第26条第1項及び第2項に基づき受け付けるものとする。

2 水道局窓口へ提出のあったものについては、毎月5日、15日及び25日に各取扱金融機関に送付するものとし、取扱金融機関は前項に基づいて取扱うものとする。

(取扱の停止)

第6条 取扱金融機関は、納入義務者から預金口座の解約又は口座振替による支払の停止依頼等があったときは、会計規程第26条第3項に基づいて取扱うものとする。

(変更の取扱い)

第7条 取扱金融機関は、納入義務者の預金の種別・口座番号及び口座名義等の変更が生じたときは、新規の申込みとみなし、第5条第1項に基づいて取扱うものとする。

(送付方法及び開始月)

第8条 取扱金融機関は、前3条に基づく各書類を取りまとめ、翌営業日に管理者あてに送付するものとする。

- 2 送付については、全国統一金融機関番号及び統一店番号・科目コード・口座番号を記載し、担当者確認印及び公印を押印するものとする。
- 3 第1項に基づく各書類の開始月は、毎月20日までに送付されたものに対し、次回の納入通知書等の発行分からとする。

(振替日)

第9条 第3条に定めた水道料金等の所定振替日については、次に掲げた日とする。ただし、所定振替日が取扱金融機関の休業日にあたるときは、翌営業日を所定振替日とする。

- (1) 毎月定例分の振替日は、翌月の17日とする。
 - (2) 隔月定例分の振替日は、毎月26日、翌月の2日とする。
 - (3) 毎月清算分の振替日は、毎月17日、26日、翌月の2日とする。
 - (4) 第2号に定めた所定振替日に振替不能となったものについては、毎月17日に再振替を行うものとする。
- 2 管理者は、前項に定めた所定振替日のほか使用者から振替の依頼があった場合は、その都度取扱金融機関に振替日を指定して振替依頼をすることができる。
- 3 管理者は、口座振替に伴う電子媒体等を預金口座振替送付書とともに送付するものとし、送付日については次のとおりとする。
- (1) 電子媒体により振替依頼をする場合は、所定振替日の4営業日前とする。
 - (2) 納入通知書により振替依頼をする場合は、所定振替日の2営業日前とする。

(振替処理及び整理)

第10条 取扱金融機関は、管理者から電子媒体等により当該納入義務者の指定預金口座から所定振替日に引き落しの依頼があったときは納入の手続きをとるものとする。

- 2 前項に基づく納入を受けた場合は、会計規程第22条に基づいて管理者あてに報告しなければならない。

(振替不能の取扱い)

第11条 取扱金融機関は、所定振替日に預金不足等による振替不能者については、納入通知書又は振替不能者リスト等の余白に振替不能理由を付記し、報告書とともに2営業日後に管理者あてに提出しなければならない。

(取扱金融機関の店舗の新設・廃止等に伴う措置)

第12条 取扱金融機関は、店舗の新設・廃止又は、計画的な口座番号の変更等がある場合は、当該使用者の異動処理方法については、あらかじめ両者が協議して定めるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、口座振替事務取扱要領に定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和54年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。